

防府市建設工事等請負業者選定事務要綱

昭和53年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）、測量（測量法（昭和24年法律第188号）第3条に規定する測量をいう。）、建設コンサルタント業務（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第3号に規定する建設コンサルタントの業務をいう。）、地質調査業務（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項に規定する地質調査業をいう。）及び補償関係コンサルタント業務（補償に関する物件及び権利の調査、事業関連調査、登記手続き等の業務をいう。）（以下総称して「建設工事等」という。）の入札に参加しようとする建設工事等を行う業者（以下「建設業者等」という。）の資格審査並びに競争入札及び随意契約をする場合の建設業者等の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加の資格)

第2条 建設業者等のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項の規定に該当する者及び建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（平成16年3月1日以降に経営事項審査を受けた者にあつては、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けた者に限る。以下「経営事項審査」という。）を受けていない者については、入札参加資格を与えないものとする。

2 経営事項審査を受けている者のうち、最新の審査基準日時点で、以下に定める届出の義務を履行していない者（当該届出の義務がない者及び第3条に規定する入札参加資格審査の申請日までに当該届出をした者を除く。）については、入札参加資格を与えないものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定に

よる届出の義務

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

(3) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

（資格審査の申請）

第3条 建設業者等の資格審査は、2年ごとに行うものとする。

2 資格審査を受けようとする者（建設業者（建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）にあっては、経営事項審査を受けた者に限る。）は、前項に該当する年の2月1日から同年2月末日までに建設工事等入札参加資格審査申請書（以下「審査申請書」という。）を提出しなければならない。

3 前項に規定する提出期限後に新たに資格審査を受けようとする者は、第1項に規定する資格審査を行った翌年の2月1日から同年2月末日までに審査申請書を提出することができる。

4 定められた期間後に提出された審査申請書は、受理しないものとする。ただし、工事執行上審査申請書を期間後提出させ受理することが適当であると認めた場合はこの限りでない。

（審査申請書の添付書類）

第4条 第3条の審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、添付を必要としないと認めるときは、この限りでない。

(1) 許可証明書

(2) 営業所一覧表

(3) 防府市税の納税証明書（法人の場合は法人及び法人の代表者）

(4) 主要取引金融機関一覧表

(5) 経営事項審査総合評価値通知書（写）

(6) 技術者等経歴書

(7) 入札参加資格審査申請総括表

- (8) 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人のみ）
- (9) 誓約書（個人のみ）
- (10) 暴力団等の排除に関する誓約書
- (11) 使用印鑑届
- (12) その他市長が特に必要と認める書類
（入札参加資格の有効期間）

第5条 入札参加資格の有効期間は、当該資格が決定された日の翌日から次回の改定日までとする。

（資格審査の基準日）

第6条 入札参加者の資格審査の基準日は、当該審査申請書を提出する日の直前の営業年度の終了日とする。

（競争入札審査会）

第7条 防府市工事執行規則（昭和52年11月22日規則第42号）第15条に規定する競争入札審査会（以下、「審査会」という。）の審査事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加者に必要な資格基準
- (2) 入札参加資格審査申請者の資格認定及び格付等
- (3) 入札、契約方式の選択及び入札参加者等の選定
- (4) 随意契約理由及び業者の審査
- (5) 「防府市低入札価格調査実施要領」の10に規定する審査及び意見の提示
- (6) その他特別な事項

2 審査会に報告する事項は、設計金額300万円未満の工事及び設計金額100万円未満の業務委託に係る入札・契約方式の選択及び入札参加者、随意契約者の選定に関するものとする。

3 審査会の組織については、別に定めるものとする。

4 審査会は、公正にその審査を行い審議は公開しないものとする。

5 審査会の議事は、委員の2分の1以上が出席し、出席委員の過半数の同意をもって決し可否同数のときは、委員長が決するところによる。

6 審査会の庶務は、契約課において処理するものとする。

(名簿の登載)

第8条 審査会は、入札参加資格を有すると認めた者については、その商号又は名称、所在地、代表者の氏名等を名簿に登載するものとする。

(入札参加者の定時等級格付)

第9条 審査会は、第8条の規定により名簿に登載された、市内に主たる営業所を有する建設業者等について、別に定める防府市建設工事競争入札参加資格者等級区分の基準に基づき等級の格付を定めるものとする。

2 建設工事等のうち建設工事以外の業務を行う業者については、格付をしないものとする。

(格付の随時等級変更等)

第10条 特に格付の調整の必要を認めた場合は、その変更をすることができる。

2 契約不履行、経営状態の悪化、申請書の虚偽の記載等がある建設業者等に対しては、既に決定した入札参加資格を取り消し、又は降級することができる。

(資格審査結果の通知)

第11条 第9条及び第10条により資格認定及び格付をしたときは、当該建設業者に建設工事入札参加資格審査認定通知書(別記様式)によりその結果を通知するものとする。

(指名業者の選定基準)

第12条 建設業者を選定するときは、下記の表の区分に従い行うものとする。

業種	設 計 額	等 級
土 木 一 式 工 事	3,000万円以上	A
	700万円以上 3,000万円未満	B
	300万円以上 700万円未満	C
	300万円未満	D

建築一式工事	4, 500万円以上	A
	1, 000万円以上 4, 500万円未満	B
	1, 000万円未満	C
電気工事	700万円以上	A
	700万円未満	B
管工事	700万円以上	A
	200万円以上 700万円未満	B
	200万円未満	C
造園工事	1, 000万円以上	A
	1, 000万円未満	B

- 2 第1項の有資格業者の1等級下位の級に属する有資格業者で、総合点数（防府市建設工事競走入札参加資格者等級区分の基準の2に定める総合点数をいう。）が高い者、又は、工事成績が特に優秀な者を1等級上位の級で指名することができる。
- 3 特別な技術を要する建設工事に係る請負契約については、第1項の規定にかかわらず上位等級に属する業者を指名することができる。
- 4 建設工事の内容と業者の状況等から、第1項の規定により難しい特別な事由があると認められる場合は、競争入札審査会により業者を選定することができる。
- 5 災害時における応急復旧工事については、前各項の規定によらないことができる。
- 6 入札に参加させる業者の指名に当たっては、なるべく次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる業者数以上の業者を指名しなければならない。

設 計 額	指名業者数
100万円未満	3社
100万円以上 500万円未満	5社
500万円以上 3,000万円未満	6社
3,000万円以上	10社

（指名業者選定の留意事項）

第13条 指名業者の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項について留意するものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 市発注工事の工事成績
- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況
- (9) 防府市税の納税状況
- (10) 緊急等応急工事实績
(請負業者に対する処分)

第14条 建設工事等についての施工不良、公衆災害、労働災害、贈収賄、契約不履行、経営不振、集团的若しくは常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織（暴力団）との関係又は社会的不正行為等を起こした建設業者等には、別途定める基準に従って処分を行うものとする。

2 建設工事業者が他の法令に違反し建設業者として不相当と認められる場合や、一括下請等下請禁止事項に該当する行為、施工体制台帳の提出義務違反や点検の拒否施工体系図の不掲示、主任技術者等の配置等、建設業法に反すると疑うに足りる事実がある場合は建設業の許可行政庁へ通知するものとする。

3 前各項に掲げる事実のあった建設業者等は、速やかに市長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和55年10月1日から施行する。ただし、第5条第2項の改正部分は、昭和55年9月4日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和60年6月15日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和61年6月2日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、昭和62年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成元年12月28日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成4年2月13日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成5年4月9日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成8年3月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 9 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 1 年 1 月 1 5 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 1 年 8 月 2 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 7 年 5 月 2 7 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 1 9 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 2 5 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、平成 2 7 年 5 月 3 1 日から施行する。

附 則（一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成29・30年度の建設工事等に係る競争入札参加資格から適用し、平成27・28年度以前の建設工事等に係る競争入札参加資格については、なお従前の例による。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附 則（一部改正）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式

第 号
年 (年) 月 日

防府市長

建設工事入札参加資格認定通知書

さきに審査申請のあった防府市建設工事入札参加資格について、下記のとおり資格があると認定しましたので通知します。

なお、この通知書受領後に競争入札参加資格審査申請書の審査事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。

記

市内建設工事業者名簿 (年度申請分) のとおり

有効期間 年 月 日 ～ 次回改定日まで